明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一六三）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一六四～一七〇）

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一二七～一二九、一三二～一三四）　二

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一三〇）

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一三一）

○肥料を登録した件（**農林水産**七三四）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**七三五）

○肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**七三六）

〔**官庁報告**〕

国家試験

平成二十三年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　六

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　七

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　二

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　二

会社その他

会社決算公告　四

告示

○法務省告示第百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ナカキン	大阪府大阪市淀川区木川東四丁目一番二十一号	機械加工、鋳造

第二号ロの表に次のように加える。

ヒカリ工業株式会社	東京都新宿区新宿四丁目三番十二―千二号	金属プレス加工
川口電子株式会社	東京都足立区入谷九丁目三番十四号	金属プレス加工
ひまわり工業株式会社	広島県福山市明王台一丁目五番十二号	塗装
株式会社菅	佐賀県伊万里市伊万里町乙百六十一番地	塗装

○法務省告示第百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号の表のシルバーメッキ工業株式会社の項中「シルバーメッキ工業株式会社」を「株式会社シルベック」に改め、テーブルマーク株式会社の項中「食品加工」を「食品加工、品質管理」に改め、同表に次のように加える。

株式会社アイカ	愛知県名古屋市西区木前町三十五番地	印刷、製本

○法務省告示第百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

日立粉末冶金株式会社	千葉県松戸市稔台五丁目二番地一	機械加工
ダイハツ九州株式会社	大分県中津市大字昭和新田一番地	塗装、溶接